

「赤ちゃんの駅」登録施設募集

東近江市では、乳幼児を連れた保護者が外出中に立ち寄り、おむつ替え、授乳・搾乳等の赤ちゃんの世話ができる施設（赤ちゃんの駅）を募集しています。

赤ちゃんの駅の登録施設では、赤ちゃんの駅ステッカーを掲示してもらい、施設名、所在地、利用可能場所等の登録内容を市ホームページ等で公表します。

「赤ちゃんの駅」の概要



登録の要件

赤ちゃんの駅として登録できる施設は、子育て家庭が気軽に立ち寄ることができ、次の(1)(2)の両方又は一方を無償で提供できる市内の施設です。

- (1) おむつ替えができる場所又はベビーベッド等の設備を提供できる施設
- (2) 壁、カーテン、パーテーション等で仕切られた場所その他の利用者が外部の目を気にせず授乳・搾乳ができる場所を提供できる施設

※原則、“常設”の場所又は設備を対象としているため、会議室や事務室等は対象外です。

※詳しくは、赤ちゃんの駅事業実施ガイドラインを御覧ください。

登録までの流れ

- (1) 以下の資料を東近江市こども政策課へ提出

＜提出資料＞
①登録申請書（様式第1号）
②提供場所（多目的トイレ、授乳室等）の現況写真
③提供場所を示す資料（平面図等）
＜提出方法＞持参、郵送又はメール

- (2) 提出資料の審査を行い、登録すべきと認める場合は、こども政策課から東近江市赤ちゃんの駅ステッカーを送付
- (3) ステッカーを施設の出入口及び提供場所（多目的トイレ、授乳室等）に掲示
- (4) 市ホームページ等で公表

登録申込み先・お問合せ先



東近江市こども未来部こども政策課こども政策係
住所 〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号
電話（直通）050-5801-5643、0748-24-5643
E-mail kodomo@city.higashioomi.lg.jp

